起訴されるかされないかは、特にこの時期に黙否できるかどうかにかかってくる。自分を守り組織を守る為にも重要です。この点は、もし仮に起訴された場合にでも公判斗争において決定的に違いがありますので全思想性をかけて黙否で頑張ってください。

● 勾留理由開示公判

被疑者（告）着（あるいはその弁護人）は、裁判所に公開の法廷で勾留の理由の開示を請求できる。

この請求があると、裁判官は、被告人が期日をきめて一せいに請求を出し一つの斗争として行った訳ですがその中で勾留理由の開示が全く形式的に行なわれ、被告人の陳言が時間をくぎって許されるが、鋭い追求に対しては、直ちに、退廷を命ぜられ。という状態が、まるく政治的判断による勾留を裏付けていた。こうした現状に於ける勾留理由開示公判は、先づ第一に先に述べた様に勾留の不当性を暴露し、第二に勾留されている学生と外で斗いぬいている学生との大量的連帯の場としてある。

● 起訴

検事は、勾留中に起訴か釈放かを決定する訳だが、現行法に於ける起訴とは、罪刑法定主義を原則とする日本に於いて、例へば、人を殺した者は、死刑または……の懲役に処すの条文に表われているところの事実。人を殺すことを行ったと思われる人間が警察に逮捕され一地検に送られ、そこで検事がその事実を証明できそうな場合その人間が何を為し（人を殺すという行為）それが、との罪状（殺人罪）にあてるかということを記した起訴状を才判所に提出することによって才判が始る。この検察官が日（裁判所）に対し、裁きを求める行為を起訴という。

そして起訴された人間は、被告人と呼ばれる。以上は、あくまでも現行ブルジョア法にのっとった説明であり、我々としては、少くとも起訴の権言を独占しているところの検察官がいかにハレンチで全く我々の側から裁かれる立場のものでしかないかということを東大才判斗争等々を統括する中から見抜かなければいけない。我々がこれからの斗争を斗う場合現在の司法弾圧体制の中に於いては、逮捕されれば、ほとんど起訴されるであろう。その様な時には、斗いの質を堅持し、検察官並びに、本質的に斗う人民を弾圧する機関としてある才判所そのものを、弾劾し、やがては、裁いていくんだという、はっきりした思想性を持って才判斗争を最後まで斗い抜く決意を固めてもらいたい。

家裁の審判（少年）期日が入ったらすぐ弁護団事務所336-2337に連絡する。
その他、地裁、地検、警察等から呼び出し、その他、疑問があったら直ちに弁護団事務所に連絡する。

弁護士 田賀 秀一
Tel 336の2337